

固定資産税および都市計画税の軽減措置について

東京都主税局発行 「ガイドブック都税2024」より抜粋

1. 小規模住宅用地に対する軽減措置(都市計画税のみ)(軽減の対象)

(軽減の対象)

住宅1戸につき200㎡までの土地

(軽減の割合)

都市計画税の2分の1を軽減する。

(影響) 対象 約174万件 約379億円 軽減
品川区 約6万件 17億2千万円

2. 小規模非住宅用地に対する減免措置

(減免の対象)

一画地の面積が400㎡以下の非住宅用地

(個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有する土地に限る。)

(減免の割合)

200㎡までの部分の固定資産税・都市計画税の2割を減免する。

☆減免を受ける場合には、令和6年12月27日までに申請が必要。

なお、前年度減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はない。

(影響) 対象 約22万件 約275億円 軽減
品川区 約7,000件 約7億5千万円

3. 商業地等の負担水準上限引下げ減額措置

(軽減の対象)

負担水準が65%を超える商業地等(店舗・工場の敷地、駐車場など、住宅用地以外の宅地等)

(軽減の割合)

固定資産税・都市計画税について、負担水準が65%に相当する税額まで軽減する。

☆負担水準とは、固定資産の価格等に対する前年度の課税標準額の割合をいう。

(影響) 対象 約6,000件 約1億円 軽減
品川区 約40件 約120万円

*軽減額は令和5年度東京都決算ベースによる